

FT Vol.145 トクちゃん新聞

11月号

来年の手帳を買いました！



令和1年11月8日発行
 株式会社繁盛会計
 徳野会計事務所
 〒530-0054
 大阪市北区南森町1-4-19
 サウスホレストビル9階
 tel: 06-6809-2205
 fax: 06-6809-2206
 URL: <https://www.ft-tax.com/>
 mail: info@ft-tax.com

◆ラグビーワールドカップ

ラグビーワールドカップ、盛り上がりましたね。倒されながらもパスをつないだ末の**トライに感動**しました。テレビ中継では画面に反則やプレーの解説が表示され、「何をやってるかわからない」ことが少なくなるように工夫もされていたように思います。年が明けて1月からは**国内のトップリーグ**が始まるようです。じ〜っと座って観戦するのがツイ時期の屋外スポーツですので、観客動員増にはいろんな工夫が必要だとは思いますが、私は**従来通り、テレビ観戦**になると思いますが・・・！



◆お寿司と牛タン

弥生株式会社様のイベントに登壇することになり、**札幌・仙台**とそれぞれ、**岡村・北岡**と出張してきました。ほどよい緊張の中、お役目を果たしてきました。もちろん、せっかくなので**札幌ではお寿司**をいただきましたが、想像通りおいしかったです。**仙台の牛タン**は、これは想像以上においしかったです！11月は**名古屋。みそカツ**をいただいて来ようと思っています。美味しい**名物料理はオマケ**ですが、たくさんの同業の方の前で弊社の取組を発表させていただく機会を与えてくださった**弥生株式会社様**には、**本当に感謝**しております。岡本社長、ありがとうございます！

◆「キャッシュレス決済ポイント還元」の経理処理

10月1日より期間限定で始まった「**キャッシュレス決済ポイント還元**」について、大手コンビニ各社等は、**即時充当**と呼ばれる方式により購入者にポイントを還元しています。この即時充当方式は、購入時の支払金額にポイント還元制度の**ポイント相当額をその場で充当**するものであり、商品価格の何%かを割引くような**値引をしているわけではありません**。よって、充当された**ポイント相当額は雑収入(消費税不課税)**として経理処理することとなり、レシート記載の購入商品が消費税課税対象であれば、**そのまま税込価額を課税仕入**として処理することとなります。例えば、コンビニで1,100円の消耗品を購入し、その2%の22円が即時充当された場合は次のような仕訳になります。



<借方>		<貸方>	
消耗品費(課税仕入)	1,100	現金(電子マネー等)	1,078
		雑収入(消費税対象外)	22



ご不明な点がございましたら各担当者までご連絡くださいませ。

◆進化するスマホ申告

「国税庁ホームページ」の確定申告書作成コーナーでは、平成30年分から確定申告書の作成、e-Taxによる送信(提出)ができるようになっていました。しかし、平成30年分は、医療費控除や寄付金控除を受ける人など、利用者が限られていました。



令和元年分からは、2か所以上から給与を受けている方／年末調整が未済の方(途中退職者など)／公的年金等の収入がある方に対応し、控除部分についても、医療費控除と寄付金控除に限定せず、全ての控除項目(生命保険料控除等)に対応するそうです。これらの申告内容の場合は、スマホでスマートに申告されても良いかもしれません。令和2年1月31日からは、スマートフォンからマイナンバーカードを利用したe-Tax送信のサービスが開始となる予定です。マイナンバーカードの利用の幅も広がりますね。

ただし、住宅ローン控除を利用したい場合や不動産や株式などの売却がある場合は、スマホ申告には対応していないので、PCからの申告になります。
 また、**複雑そうな申告の場合や、ご自身での申告がご面倒な場合は、早めに弊社にお声がけいただき、ご依頼ください。**

◆ 税務スケジュール(11月)



喜多



11月11日(月)

・10月分源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

確定申告・年末調整資料のご準備をお願いいたします。

弊社より確定申告資料袋が届いている方は、その袋へ資料を放り込んで下さい。

12月2日(月)

- ・10月分社会保険料の納付
- ・9月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・3月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・12月・3月・6月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・個人事業税の納付 第2期分
- ・所得税予定納税 第2期分(振替納税)

◆「エアロスナッフ」をつかってマルチディスプレイに！

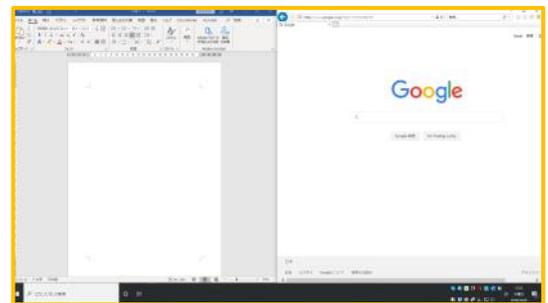
永山



「タイトルだけでは何のことかさっぱり…」という方も多いかと思います。私も仕事中に活用はしていたものの、正式な名称は最近まで知りませんでした…。

Windows対応キーボードをお使いでしたら「Windowsキー」が付いているかと思いますが、このボタン、単体で押すとWindowsメニューが表示されますが、「Windowsキー」+「←」「→」で、**2つのウィンドウを左右に2分割して表示することが可能です。**

インターネットで調べ物をしながらWordで文書を作成したり、2つのExcelファイルを並べてコピーを繰り返したり…ご活用いただけるシーンが沢山あるかと思います。是非ご活用ください！



◆ 不動産購入時に支払う「固定資産税清算金」…実は「固定資産税」ではありません！

大熊



固定資産税とは…1月1日に土地や建物等の固定資産を所有している人に課せられる税金です。
年の途中で土地や建物を売却しても、1月1日現在の所有者が全額を納税する義務があります。

例えば、土地建物の売買が4月1日付であったとします。

その場合、売主は土地建物を所有していない4月1日～12月31日の期間分も、固定資産税を負担することになります。

そこで、買主所有期間分の固定資産税相当額を「固定資産税清算金」として、買主に負担してもらうというケースがよく見られます。

実はこの「固定資産税清算金」、「固定資産税」ではありません！

「固定資産税」は、あくまでも1月1日現在の所有者が納める税金のことです。

したがって、「固定資産税清算金」は、租税公課として支払時に経費とすることは出来ません。

不動産の取得価額に含めることとなります。ご注意ください。



◆ チョコレートで睡眠の質が改善？

永山



江崎グリコ(株)から発売されている「メンタルバランスチョコレートGABAフォースリープ」という青いパッケージのチョコレートがインターネット上で話題のようです。

なんでも「GABA = γ (ガンマ)-アミノ酪酸」に精神の安定化作用(抗ストレス作用)等の効果があるとかなんとか…果たして本当に効くのか、それともプラシーボ効果なのか…。

ちなみにこの「GABA」は発芽玄米やトマト、なす、アスパラガス、かぼちゃ、きゅうり、メロン、みかんなどの野菜や果物、漬物、キムチなどの一部の発酵食品に多く含まれているそうです。こういった栄養補助食品に頼らずに、バランスの良い食事を少し意識するだけでも日々の不調は緩和するのかもしれないですね。

◆ クイズ

伊藤



今月は、消費増税を機に広まりつつあるキャッシュレス決済について、店側が支払う決済手数料についてのクイズです。

- ①クレジットカードの決済手数料は課税か非課税か
- ②LINE Pay・nanaco などチャージ方式の決済手段の決済手数料は課税か非課税か

答え ①非課税 ②課税

解説 ①は、信販会社への金銭債権の譲渡となり消費税は非課税扱いになります。他にQUICPay・iD などこれに該当。②は交通系電子マネー・楽天Edy等多数の手段が該当します。

3%超負担となる決済手数料も気になりますが、店側としては顧客獲得のため、上手く利用したいものですね。

